

入札監理小委員会
第545回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第545回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年6月11日（火）17：10～18：56

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 独立行政法人国立病院機構の東京医療センター施設管理業務
- 西ヶ原研修合同庁舎の管理・運營業務（財務省）
- 薬物乱用防止啓発訪問事業（厚生労働省）
- JICA地球ひろばの管理・運營業務（独立行政法人国際協力機構）
- なごや地球ひろばの管理・運營業務（独立行政法人国際医療機構）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、小松専門委員、清水専門委員

（国立病院機構）

企画経営部 調達課 和田課長

企画経営部 調達課 堀田係長

企画経営部 調達課 吉原係員

東京医療センター 鈴木業務班長

東京医療センター 井上契約係長

（財務省）

大臣官房会計課 栗原管理室長

大臣官房会計課 立川課長補佐

大臣官房会計課 小野寺技術専門官

大臣官房会計課 德里営繕係長

大臣官房会計課 谷岡管理第3係長

（厚生労働省）

医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課 成嶋課長補佐

医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課 澤田啓発推進係長

(独立行政法人国際協力機構)

広報室 地球ひろば推進課 齋藤課長

広報室 地球ひろば推進課 中村主任調査役

中部センター 連携推進課 内島課長

中部センター 連携推進課 青木主任調査役

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第545回入札監理小委員会を開催します。

最初に、独立行政法人国立病院機構の東京医療センター施設管理業務の実施状況について、同機構企画経営部調達課和田課長よりご説明をお願いいたします。

○和田課長 独立行政法人国立病院機構本部企画経営部調達課長の和田です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、お手元の資料1に基づきまして、業務の実施状況について説明したいと思います。

まず、最初にIの概要の説明になります。委託業務内容につきましては、東京医療センター内の空調設備や電気設備等の運転並びに法令等により定められた保守管理といった管理運営業務に係るものになります。

委託期間は、平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3年間。受託業者は、日本空調サービス株式会社。受託業者の選定に当たりましては、平成29年2月17日に入札を行いまして、不落でありましたが、その後の価格交渉により予定価格を下回ったため、契約に至ったものとなります。

次に、2番目の確保されるべき質の達成状況および評価について説明いたします。

まず1つ目の管理・運営業務に関する包括的な質については、実施要項に基づき品質の維持、安全性の確保、環境への配慮、第三者評価といった観点で見えておまして、まず①の品質の維持と②の安全性の確保に関しましては、1ページ目の下段から2ページ目にございますが、空調の停止であるとか停電、断水といった管理・運営上の不備による執行の中断等も発生しておらず、適切に管理運営業務が実施されていると判断しております。

また、③の環境への配慮に関しましても、29年度、30年度におきましてエネルギー消費の低減に係る目標を達成しておまして、④の第三者評価に関しても、事業者の責に帰すべき理由からの苦情等はお出しておりませんので、包括的な質の確保はされていると判断しております。

次に、各業務において確保すべき水準についてですが、(1)の施設・設備管理業務につきましては、2ページ目下段から3ページ目にございますとおり、建築物や機械設備、電気設備の点検及び保守が各種法令に従い適切に実施されていることや、エネルギー使用に関しまして、過去のエネルギー使用実績に基づき適切に管理されていることを各種報告により確認しております。

また、(2)の防災センター業務や(3)の駐車場管理業務、(4)の環境整備業務に関

しましても、仕様書に基づき適正な人員配置や巡回等の実施がされておりました、施設内の安全性の維持や環境の維持が適切に行われていることから、達成すべき水準は満たしていると考えております。

次に、3の事業者からの改善提案につきましては、電力の使用状況を踏まえた助言や確認を積極的に行っていること。設備維持に伴う修理や更新の提案が行われている状況でございます。本事業の実施に当たり確保されるべき質に関して、目標は達成できると考えております。

次に4ページ目をごらんください。Ⅲの実施経費に関する状況及び評価についてですが、対象公共サービスの実施に要した経費は表のとおりとなっております。上の表が各年度の経費で、下の表が市場化テスト前の28年度と比較した場合の増減額と増減率となっております。

なお、この比較に当たりましては、平成29年度以降に追加された電話交換機の保守業務は除いております。

5ページ目をごらんください。従前の経費と民間競争入札実施後の経費の比較を記載しておりますが、こちらのほうですが、民間競争入札実施後に経費が1,548万4,000円、率にすると6.1%増加しております。この要因としましては、本事業については人件費が経費の多くを占めていると考えておりました。厚生労働省の労働者派遣事業報告書によれば、28年度、29年度ともに、労働者派遣事業の派遣料金が対前年比で約10%増となっている事情もございますので、人件費の高騰が主な原因ではないかと考えております。

次に、Ⅳの評価、今後の事業についてですが、①から③に記載しておりますとおり、実施期間中において事業者に対して業務改善指示等の措置を行ったことであるとか、法令違反があったといった事実はございません。また、監事や外部有識者により実施状況のチェックなども行う体制が整っております。確保される公共サービスの質においては、ほぼ目標を達成していたと考えております。

他方で、経費の増加であるとか1者応札となったことから、質は担保されたけれども、競争性の確保にはちょっと問題があったという部分がありました。ただ、今回の事業の実施に当たりましては、競争性を高めるためにパブリックコメントによる意見を求めながら周知を行ったところなんですけれども、結果としては入札において1者のみといったところになってきてございます。

また、今の業務委託契約状況を見ると、どの業界でも人員確保が一番の課題となっております。当院でありますと施設規模が大きいということもございまして、競争性を最大限発揮するためには、人員確保の時間を大きくとる必要があるのではないかと考えております。また、入札不参加業者へのアンケートを行った際にも、公募時期が遅く、資格要件のある人員確保は困難であるといった回答もありました。そういったことを踏まえまして、次期調達に当たりましては、可能な限り早期の入札手続を実施して、多くの業者の参加を確保することを目指していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価案につきまして、資料A-1に基づきご説明いたします。

本資料のIであります事業の概要につきましては、先ほど国立病院機構よりご説明がありましたので、改めての説明は割愛いたします。

IIの評価について以降をご説明いたします。まず結論から申し上げますと、次期契約についても、本事業については市場化テストを継続することが妥当と考えております。以下、その根拠を申し上げます。

まず、(2)の実施内容に関する評価につきまして、確保されるべき質につきまして、当初、実施要項で設定した目標は達成しております。

続きまして、(3)の実施経費につきましては、市場化テスト導入前に要した経費より約6.1%増額しております。

続きまして、評価のまとめの部分に移らせていただきますけれども、確保されるべきサービスの質については、目標を達成しております。また、業務を受託しております民間事業者からの提案により、適切なエネルギー管理、設備の維持が図られたというふうに承知しております。一方、応札者数につきましては1者のみでありまして、こちらにつきまして競争性のさらなる確保が必要と考えております。

最後に、(6)の今後の方針についてですけれども、本事業は、今期が市場化テスト1期目でございます。確保すべき質については達成しているものの、競争性の確保については1者応札であり、この点について改善が必要と考えております。そのため、市場化テストの継続が妥当だと考えております。

なお、次期契約につきましては、特に競争性の改善の取り組みが行われるものと承知しております。ご審議におきましては、競争性のさらなる改善のために方策、ご意見等、先生方にご審議いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

お願いします。

○小松専門委員 業務の中で建物の定期点検とか、特殊設備点検、特殊建築物定期点検ということが含まれているんですけども、これは多分、点検をする人たちに資格が必要なんですよ。たしか、法定点検に関して言うと。そうすると、例えば日本空調サービスで持っているとは限らないんですよ。とすると、やれる業者というのは、一般的にどうも業者というのは限られるみたいで、通常のビル管理でもその部分は別にやっているというところが多いんですね。それを包括してしまうと、結局その業者を取り込めるか取り込めないかで勝負が決まるところがあるので、これがちょっとネックになっているような気はするんですね。

要するに、多分そちらの定期点検をやっている業者というのは、受けている業者が誰であろうが、実際にやっている人たちは同じじゃないかと思うんですね。そうすると、その人たちを取り込んだところが勝ちになるので、ほかのところは逆にもう入れないということになる可能性が高いんじゃないかと想像ですけど、しているんですね。だから、ここは場合によっては分離して、別途発注するというほうが競争性は高まるのかなという気もちょっとしているんですけども、いかがでしょうか。

○井上契約係長 私は病院の契約係長をやっております井上と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほどご指摘いただいたエレベーター管理業務、あと建築物点検につきまして、もちろん分割の発注というのは病院の運営管理上も可能かと思っておりますので、こちらは検討する余地はあるかと思っております。

1つ病院として懸念しているのは、建築物点検におきましては分離することで、それぞれものの競争性は高まるかもしれないけれど、メインの電気、ガス、水道、あとボイラーの設備管理のところの競争性が高まるという話と一体なのかというのが1つ疑問であります。

す。

2つ目としましては、スケールメリットが当然なくなりますので、その部分で支払いのコスト増が起きるかもしれない。あと、エレベーターの管理業務につきましては、病院という場所柄、患者さんが運ばれていますので、エレベーターがとまってしまった場合の一次対応を今だとスムーズに、同じ会社が担当しているのでできるんですが、これをエレベーター管理は別の会社としてしまったときに、うまくスムーズに連携体制がとれるのかというのが心配事項としてあります。

○小松専門委員 ちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、定期点検業務というのと管理とは分離できるんですよ。要するに点検をするという、法定点検ですと資格を持った人でないとやれないんですよ。ただし、例えばメンテナンスみたいな話は、特に資格がなくてもできるので、点検業務だけ分離して、年に1回あるいは3年に1回か、決まっていますけど、その業務を違う人にやらせるというのが通例なんです。ビル管理会社が請け負っていても、自分のところでメンテナンスしていても、その法定点検は一緒に発注されると、そこは分離して、資格を持った資格者を抱えた会社に改めて発注するというのが一般的なようなんです。ですから、そこを全部まとめなさいというふうになると、資格を持った会社に分離発注できるところしか応札できなくなっちゃうんですね。そここのころの業務の内容をもう少し精査されて、点検業務のみ分離する、法定点検のみ分離するということは、私は可能じゃないかなと思っています。

それから、エレベーターの保守管理も、大体エレベーターを保守管理しているのはメーカー系の会社が多いんですけども、ほかの独立系の会社が入ってくることも、このごろはあるんですが、結局、パーツを持っているとか、いろんなことを考えると、メーカー系列でないとできないんですね。独立系の人たちはパーツを何とか手に入れて対応はするんですけども、基本的にやれる人って限定的なんです。どの会社でもできるわけじゃない。ただ、エレベーターがとまったときの対応とか、そういうものはインターホンでどうのこうのとかいうのは普通の管理する人で対応できるんですけど、修理とか点検とかいう話になると、メーカー系でないと多分無理です。管理会社の人が自分でやるというのはあり得ない。

だから、そこら辺の業務の中身を少し精査していただいて、分離できるところは分離したほうが競争性は高まるのではないかという気はしております。これはお答えはすぐ出ないと思うので、ご検討いただいて、確認していただければと思います。

○和田課長 そうですね。なかなか今すぐという話ではないんですけども、先ほど説明させていただきましたとおり、分離に当たって業務が円滑に回らなくなるとか、コスト増になるということがないように。

○小松専門委員 それはご心配ないと思います。そういう業務、だから、どこで分離できるかというところをちゃんと検討していただいて、変なところで切っちゃうと、おっしゃるご心配のことが起きる可能性が高いんですけども、そうじゃなくてうまく切り分けると、そういうこともなしに切り分けられると思いますので、これは私の想像ですから違っているかもしれないんですけど、ちょっとご検討いただいたほうがいいのかなと思っています。

○和田課長 検討しないというわけではなくて、そこは少し慎重に考える必要があるということと、他方でそういった人員の確保に関して、アンケートの結果によれば期間が短くて、そういう資格を持っている方の確保ができなかったという声もありますので、こちらとして最初にご提案させていただいたところです。

○小松専門委員 できる会社はあるかもしれないので、それは構わない。

○和田課長 そうです。そういう形でやれば、もしかしたら人の確保もうまく回るのではないかということです。

○小松専門委員 もう一点、気になっているのが、不落だったということですよね。随契で結局、今、業者を決められているわけですよね。

○和田課長 はい。

○小松専門委員 その辺、ちょっと予定されている価格に問題があったのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○井上契約係長 今までの実績ベースで予定価を立てがちなところがありますので、やはり市場の人件費の高騰を病院側が甘く見ていたというところで、業者は今までの金額で最低でも入札してくれるんじゃないかという思い込みの中で予定価を立ててしまっただけで、入札時点では不落となり、その後の交渉で、何とか価格を下げたという状況に至ったと考えております。

○小松専門委員 病院というところは普通のビルと違って、環境としてはかなり厳しいところですよね。何か事故があったら責任を問われるというリスクも業者としては抱えているわけで、そうすると、なかなか慎重になるんじゃないかなという気はしていますね。そういう意味で、なかなかちょっと一般のビル管理の人たちは手を出しにくいんじゃないか

なという認識も持っているのですが、もしかしたら市場化には適していないのかもしれないなという印象を私は持っております。これは私の個人的な意見になります。

○古笛主査 ほかにいかがでしょうか。

これまでを見ても、結構説明会には参加されていたということもございますので、競争性になじまないというわけでもないような気もするので、その点をまたぜひご検討いただけたらと思います。

それでは、時間となりましたので、よろしいですね。これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○和田課長 ありがとうございます。

(国立病院機構退室)

(財務省入室)

○古笛主査 よろしいでしょうか。続きまして、財務省の西ヶ原研修合同庁舎の管理・運営業務の実施状況について、同省大臣官房会計課栗原管理室長よりご説明をお願いいたします。

○栗原管理室長 私は財務省大臣官房会計課の栗原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

では、私のほうから西ヶ原研修合同庁舎の概要につきまして、説明をさせていただきます。

参考資料のB-2をごらんいただきたいと思います。西ヶ原研修合同庁舎は、東京23区内に所在する国の研修施設を移転、再配置することにより、研修所といたしまして機能の確保及び財政健全化の貢献を図るものとして、国有財産の有効活用に関する報告書及び特定国有財産整備計画に基づきまして、財務省の財務本省研修所、厚生労働省の白金台分室、人事院の国家公務員研修センター、青山分室の老朽、狭隘および分散しています研修・宿泊施設を集約化することを目的に、新たに設置された施設となっております。施設は北区西ヶ原に所在し、平成28年度末に竣工したものでございます。平成29年度から財務省により維持管理が行われております。敷地面積は約1万9,000平米、延べ面積は約2

万平米規模の施設となっております。

財務本省では、本施設に集約される前の研修施設として、財務本省研修所の管理運営業務に係る市場化テストを実施し、終了プロセスに移行することができたところで、今回新たに建設された施設についても、競争性や質の確保、また、包括的に発注することで民間事業者の創意工夫の活用や業務の効率性を図れるものではないかとして、平成29年度から3年契約とし、市場化テストによる調達手続を行ってきたところです。

続きまして実施状況ですが、当施設を担当しています立川より説明させていただきます。

○立川課長補佐 財務省会計課の立川と申します。よろしくお願いたします。

それでは、本件業務の実施状況につきまして、お手元でございます資料2-1に沿ってご説明をさせていただきます。

まず1ページに記載しております事業の概要でございますが、西ヶ原研修合同庁舎において設備の点検、運転監視、保守等業務、植栽及び緑地等管理業務、警備等業務を一括して調達し、実施するものとなっております。

業務委託期間は、国庫債務負担行為を活用して、平成29年4月1日から令和2年3月31日の3カ年としております。

受託事業者につきましては、株式会社シミズ・ビルライフケアが落札し、契約金額は税抜き3億8,230万8,000円となっております。

次に、入札の状況でございますが、8者からの応募がございましたが、提出を求めておりました企画書に、設備の運転監視等業務に必要とされる資格を証明する書類の写しが添付されていなかったことを理由に3者が失格となり、残る5者からの応札がございました。また、応札のあった5者のうち、国土交通省が定める積算基準等に基づいて当方が算出しました予定価格の範囲内であったものは1者でございました。

次に、Ⅱの達成すべき対象公共サービスの質の確保の状況と評価でございます。1の包括的に達成すべき質につきましては、衛生環境の確保について測定指標を研修生、職員に対するアンケートを実施し、普通以上の回答が80%以上であることとしており、平成29年度、平成30年度ともに目標を達成しております。

次のページでございます品質の維持、安全性の確保に関しましては、業務の不備に起因する研修の中断、空調停止、停電及び断水の発生、並びに施設利用者のけがの回数が0回であることとしており、それぞれ目標を達成しておりますので、3つの項目に関しましてサービスの質の確保が図られたと評価しております。

次に、2にごございます確保すべき水準につきましては、4つの業務ごとにそれぞれ設定しておりますが、それぞれ業務報告書の提出、随時報告や現場立ち会い等により仕様書で定められた内容が適切に実施されていることを確認しており、あわせて週1回、当方と受託事業者とで開催しております定例会議においても報告を受け、その都度、確認しており、双方で情報を共有し、确实、適切に業務が実施され、誠実な対応がなされていると評価しております。

次に、Ⅲの実施経費の状況と評価につきましては、まず1で民間競争入札実施後の実施経費の状況について記載しております。平成29年度が少なくなっておりますのは、先ほど申しました財務省、厚生労働省、人事院の各入居官庁の移転完了が8月を予定していたことから、本格稼働するまでの間に実施する業務を絞り込んだことによるものでございます。

次に、評価でございますが、本施設は新設された施設でございますので、従前の施設、業務といったものがございませんので、単純比較・検証することは困難な状況となっております。しかしながら、民間競争入札を実施したことによりまして、受託事業者の応札金額は予定価格を下回っており、経費削減の効果はあったものと評価をしております。

次に、Ⅳの受託事業者による創意工夫の点についてでございますが、①として受託事業者において24時間、設備の監視体制を確保するよう遠方監視システムを構築しており、システム試験、訓練を定期的を実施し、正しく機能しているかを確認し、正常に稼働させることで設備の故障等を早期に検知・把握し、迅速な対応が可能となっており、施設内の安全性の維持・確保に寄与していると評価をしております。

次に②としまして、空調運転実施時に熱源負荷が多い時間帯を分析することで、エネルギーピークカットを実施し、また、夜間閉鎖している遊歩道の街灯等の一部消灯を提言し、消費電力の削減を図っております。本取り組みによりまして、契約電力、使用電力量の削減、執務、研修環境の維持・向上に寄与しているものと評価をしております。実際の契約電力、電力使用量の削減効果につきましては、次のページに記載をしておるとおりでございます。

次に、受託事業者によりまして改善提案に関する実施状況について、2の①としまして設備管理員と警備員とが連携を密にすることで、施設の不具合や好ましくない利用事例等を早期に発見、報告するとともに、注意喚起・改善策の提案を行っており、施設利用者の安全性の確保に寄与しているものと評価をしております。

続いて②でございますが、清掃等業務につきまして、宿泊生のいないエリア、清掃頻度を減らし、宿泊生のいるエリアの清掃を重点的に行いたい旨の提案を受け、そのように実施したことで、研修生アンケートでもきれいに清掃されていて気持ちよく研修に臨めたといった評価を受けるとともに、2年間で約400万円程度の経費削減及び施設内の衛生環境の確保に寄与していると評価をしております。

以上の実施状況から、Vに記載しております指針に定める基準に照らした全体的な評価としまして、①事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたことや、法令違反行為はなく、②としまして、財務省においては外部有識者で構成する入札等監視委員会で引き続きチェックを受ける仕組みがございます。③としまして、5者より有効な入札があり、競争性も確保され、④公共サービスの確保されるべき質も確保されており、⑤受託事業者の応札金額は予定価格を下回っており、また、事業実施後において受託事業者の創意工夫・改善提案を受け、当初予定していた実施経費を削減できたことから、削減経費の点で効果を上げているものと評価をしております。

以上の内容を踏まえまして、今後の事業につきましてはVIに記載しておりますが、先ほどご説明しましたとおり、指針に定める市場化テストを終了する基準に照らしますと、⑤の従来経費と契約金額との比較による削減効果についてのみ、新設された施設であるため比較・検証することができませんでした。しかしながら、事業開始後において受託事業者による創意工夫、改善提案を受け、当初予定していた実施経費を削減できており、削減効果を上げていると認められることから、市場化テストを終了し、今後は財務省の責任において行い、引き続き公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図ってまいりたいと考えております。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、西ヶ原研修合同庁舎の管理運営業務の評価案につきまして、ご説明いたします。

資料B-1をごらんください。まず1ページ目の事業の概要等については、財務省よりご説明がありましたため割愛させていただきます。

その下の本事業の評価案についてですが、サービスの質・競争性ともに良好であるものの、経費の節減という点において課題が認められることから、市場化テストを継続とする

こととしております。

次に、1ページめくっていただきまして、対象公共サービスの実施内容に関する評価についてご説明いたします。確保されるべき質の確保状況については、いずれも適切に実施されている状況でございます。

次に、実施経費についてご説明いたします。5ページをごらんください。本業務は、施設の運用開始と同時に市場化テストを実施していることから、従前経費に当たる費用がなく、単純な従前、従後の経費比較ができない案件となっております。そのため、実施経費については、5ページ中央の表に記載しております過去の市場化テストで良好な実施結果が得られた類似規模の施設運営業務の実施経費と、本業務の実施経費における延べ床面積1平米当たりの単価比較を行いました。

比較の結果、類似施設の実施経費よりも1平米当たりの単価が平成23年度比で約12%、平成30年度比で8%高い結果となりました。さらに類似案件と西ヶ原研修合同庁舎の清掃業務の経費について比較を行ったところ、本案件のほうが清掃業務に係る1平米当たりの単価が約263%も高額となっていることから、今後も経費削減の工夫の余地があると考えているところでございます。

具体的には、清掃業務等の分割発注を行うことによって、業務の質を確保しつつ、コスト削減につながる可能性があると考えているところでございます。

以上のことから、本業務はサービスの質、競争性ともに良好であるものの、経費の節減という点において課題が認められることから、本業務において良好な結果を得られたと評価することは困難であり、次期以降も市場化テストを継続し、公共サービスの質を引き続き維持・向上しつつ、業務の分割発注等により経費削減を図っていく必要があると考えております。

事務局からは以上になります。

○古笛主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況および評価案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

難しいですね。

○小松専門委員 ちょっと我々判断しかねる部分が多いんですけど、今の評価案に対して何かご反論ありますか。

○栗原管理室長 よろしいでしょうか。建物は一部、例えば住宅等を除きまして、基本的

には建蔽率ですとか容積率、そのようなものを基準に、同じ面積のものであっても全部一品物でつくられるというのが大原則です。したがって、面積と維持費を比較して単純な平米単価に差があるからというのは、我々としては理解ができません。

例えば国交省のほうで新たなビルを建てる場合、概算額を算出するんですけども、例えば1万5,000平米の建物と3万平米程度の建物をつくる場合に、当然ある大きさによって設備の容量であるとか、建物の中身が変わってきますので、単価自体も異なるというような状況で、例えば3万平米に対して1万5,000平米ですと、平均的な単価が約2割程度高くなるというような状況になってございます。特に設備の関係につきますと、ある規模に応じて中に入ってくる設備も変わってきますので、そのランクを超えていきますと設備の性能が一気に上がって、価格等も上がる。当然その範囲を超えますと高くなりまして、また面積がある程度増えてくると面積で割りますから、そこは単価は下がってくるというような状況で、単純に面積に対して平米幾らというような形で比較はできないのかなと。

先ほど類似案件というお話がございましたけども、23年度で12%、30年度で8%というお話をいただきました。当方が約2万平米ですので、類似案件が仮に大きいとすれば、当然小さいほうは割高になるというような状況は、これは業界というか、私も設備関係だとかは長年やってきていますので、その辺はそういう結果になるのかなというところで、基本的に単価等は積算基準等に基づいて出しているわけですので、違う施設があっても、その積み重ねで、基準に基づいて予定価格を算定して、その中で総価で評価して受注者を決めるという形になっておりますから、そのようなところからいけば、予定価格の中で落札しており、結果も、お手元にある資料のと通りの落札率になっているわけですので、十分に削減効果はあったのかなと考えております。

○小松専門委員 ほんとうに難しくて、おっしゃることもごもっともだと思うんですけども、やっぱり設定そのものに私は無理があったように気がするんです。要は従前のと比べて評価しろと言っているのに、従前がない状態で始めちゃっているわけだから、これはそのこのルールを決めないで走り始めて、後からルールをつくるみたいなことを今やりかかっているんですけど、もうちょっと検討しないと結論は出せないですね。少なくとも我々は判断する材料がないとしか言いようがないと思うんですけど。

○古笛主査 自主選定でしたっけ。

○事務局 自主選定です。

○小松専門委員 そちら辺もルールを見直すのか、どう処理していいのか手順が決まって

いない中でやっているような気がしているんですけどね。ここはこれ以上、申し上げることはないような、私は気がしていますけど。

○古笛主査 確かにほんとうにこの件は難しく、予定価格より低いからそれでオーケーかということだと、それだけではなかなか難しいところもございますので、建物によってももちろん単価価格は変わってくるというところもそのとおりかと思うので、一応ここでも類似案件ということで自治大学校と比較させていただいているので、これなんかも踏まえて、また財務省のほうからここの違いですとか、こういった点が今回の建物には特殊性があるんだとかいうこと。特に清掃業務が263%高いと言われると、ここは建物が違うからというだけでスルーできないところもございますので、今日結論を出すというのではなくて、再審議を前提に検討いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○小松専門委員 類似案件の抽出ですね。これも含めてですけど、もうちょっと細かくやっていた方がいいと思うんですね。例えば清掃費に関してどうかとか、設備の点検に関してどうかとかいうようなことで、1つの物件と全体を比べてというのは私は難しいと思うんです。だから、宿泊施設で同じような部屋数を持っているようなところで単価としてどうなんだというような、複雑な手順で調べないといけないと思うんですけども、ちょっとご苦勞をかけるかもしれないんですけども、少し丁寧に比較をしてみただいて、なおかつ、それほど高くないということであれば、ご判断はまた別ですけども、それを判断材料にして検討するというようなことになるかと思います。明らかに高いということであれば問題だということになるんだと思うんですけど、そうなるかならないのか、やってみないとわからない部分がありますので。

○立川課長補佐 1点よろしいでしょうか。今、自治大学校さんという類似事例の中身を拝見させていただいて、私も自治大学校さんというのがどういう施設か存じ上げない状況ではあるんですけども、先ほど主査のほうからお話がありましたので、西ヶ原の特殊性というところで行きますと、まず新築であるということが第一に挙がってくるのかなと思いますし、実施要項の中でも研修生がこれだけ参加する予定です、これだけの宿泊生がいる予定ですというのは、以前の施設も含めたところで見込みで公表させていただいている中で、当然、事業者に対してヒアリング等をしていないところでもあるんですけども、まず新しい施設をきれいに維持していく必要があるということが1つと、これだけの人数が来るようであれば、清掃の頻度もしくは清掃の質というのは業者がどう考えるかというところになるかと思いますが、なかなか一概に比較というのは難しいのかなと、

今お話しいただいているとおりでと思います。

○小松専門委員 おっしゃるとおりだと思うんですね。どういうスペックで、どういう内容を指示しているのかによってコストは全然変わりますので、むしろ発注の仕方が同じような施設があれば比較ができるかなと思うんです。新築かどうかというのはあまり関係なくて、もちろん業者は新築であろうが古かろうが同じようにやるはずなので、そこはあまり私は影響しないと思っているんです。要するにどういう作業をするかによってコストが決まってくるので、同じ作業をしてもこっちが高いということであれば問題だし、安ければ努力しているということになるかと思います。

○古笛主査 そうですね。経費削減効果があるかと言われて、基準がないところで何とも言えないところがございますけれども。

○栗原管理室長 よろしいでしょうか。基準がないということで先ほどから何回かお話が出ているんですけども、基本的には先ほど説明させていただいたように、建物って一品物なんです。現場現場でみんな仕様が違いますし、その用途、同じような用途であっても、どこを見ても同じ建物は建っていないわけですね。それらを適正な価格を出してつくったり、維持管理していくというのは、先ほども説明させていただいたように積算基準に基づいて、一定の基準の中で価格を出して、入札をしたりして業者を最終的には決めていくという形をとっていますので、やはり今回の場合には市場化テストで包括的に業務を発注して、その受けた事業者の中で、いかにいろいろなノウハウを生かしてやっていただくかということになるんだろうと思います。

その中でやはりその事業者もいろいろな業務があって、得意、不得意というものがあります。また、お金の面に関しても安くできる場合もあれば、安くできないものもある。そういう中で一つ一つを比較するとすると、これはまた大変なことですし、清掃の中でガラス1枚だとか、床1平米だとか、そういう単価もなかなか難しいんだと思うんですね。あくまでこれは総括された総価の中で比較するという形になりますので、適正な価格の中である一定の金額。逆に、またあまり安いようであれば、今度は受注した下請とか、協力会社の皆さんが結局は安い金額でやるというようなことにもなりますし、やはり基本は予定価格をベースにとというのが。

○小松専門委員 すいません。ちょっと反論させていただきますけど、予定価格は、そこをつくっているところは私も関係しているので、保全センターというところをつくっていますけど、彼らが言っているのは、これはあくまでも予算取りのための目安でしかないと、

これはもうはっきり言っています。単価そのものもいろいろな調査をかけて、このくらいだろうというふうに入れているものなので、それは当然、その受ける側によって変わるのは当たり前です。そこに競争性を期待するわけで、予定価格を絶対視されると、それは違いますということしか申し上げられないですね。そんなものではないと。そうであったら予定価格だけで全部発注しちゃえばいいわけで、談合でも何でも関係ないという話になってしまうんです。そうじゃなくて、やっぱりそこにおっしゃったように業者の不得意とか得意とかいろいろなことがあるので、そこに競争が出てきて価格が決まってくるということなんです。だから、それを期待するというのは当然なので、予定価格を絶対視されて議論されるのは、私はちょっと違うと思います。そこはまた言い始めると切りがないので、これ以上は申し上げませんが、誤解のないように申し上げておきたいなと思っています。

○古笛主査 よろしいですか。本件は非常に難しいというところはございますので、引き続きこの件については再審議をさせていただきたいと思っています。事務局及び財務省におかれましては、本日の審議結果を踏まえた上で論点を整理して、自治大学校のみならず新しい建物ですとか、規模がよく似ているものですとか、それから、用途も宿泊を伴う研修施設ですとか、いろいろな観点から考えていただいて、今回、経費削減の効果があるのかどうなのかというところを事務局及び財務省ともにご検討いただいて、論点を整理した上で、必要があれば修正をお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○小松専門委員 難し過ぎますね。答えのないところに答えを出せと言っているような。

○古笛主査 そうですね。そのような形でもう一度、検討の機会をいただけたらと思います。

○小松専門委員 納得のいく議論ができればいいと思っているんです。ですから、予定価格だけでおっしゃると、我々は少し納得がいかないなというところがありますので、このところ、ちょっとご検討いただければと思います。別に落とすつもりでやっているわけじゃないので、その辺は誤解のないように申し上げておきたいと思っています。要するに納得できる説明が欲しいと、そういうことを申し上げています。

○古笛主査 そうですね。引き続き事務局及び財務省ともにご尽力いただけるよう、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(財務省退室)

(厚生労働省入室)

○古笛主査 続きまして、厚生労働省の薬物乱用防止啓発訪問事業の実施状況について、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課、成嶋課長補佐より、ご説明をお願いいたします。

○成嶋課長補佐 ただいまご紹介にあずかりました厚生労働省監視指導・麻薬対策課の成嶋と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私ども監視指導・麻薬対策課では、本日、ご審議いただく薬物乱用防止啓発訪問事業をはじめといたしまして、薬物乱用の未然防止に取り組んでおります。我が国は、違法薬物の生涯経験率が他の先進国と比べても非常に低く、薬物乱用の未然防止に成功している国とも言われております。そうは申しましても、覚醒剤事犯では検挙人員が年間1万人を超えておりまして、また、覚醒剤の押収量を見ましても、大型の覚醒剤密輸事犯の摘発が最近、相次いでおりまして、平成28年と平成29年の2年連続で押収量が1トンを超えているという状況でございます。

また、つい先週でございますけれども、一度に1トン近くの覚醒剤が押収されるという事件が報道されておりますけれども、そういった状況からいたしましても、我が国における覚醒剤の潜在的な需要は大きいのではないかと危惧されております。

また、大麻事犯の検挙人員も過去最高を記録しておりまして、検挙者の半数近くが30歳未満の若年層という状況でございます。

こうした状況の中で、覚醒剤や大麻をはじめとした薬物の乱用を撲滅するためには、取り締まりはもちろんのこと、国民一人一人に薬物乱用による弊害を正しく認識させる薬物乱用防止啓発活動を強力に推進しまして、薬物乱用の未然防止につなげることが大変重要であると考えております。

本日、ご審議いただく薬物乱用防止啓発訪問事業は、主に青少年、その保護者、それから、指導者層が参加いたします薬物乱用防止教室や地域のイベントを個別に訪問し、かつ、各種媒体を用いた情報発信を行うことで薬物乱用に関する正しい知識の普及、浸透を図り、薬物乱用を許さない国民世論を形成いたしまして、薬物乱用を撲滅することを目指すものでございます。

それでは、事業の詳細につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、資料3の1ページでございますが、本事業は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を行いまして、平成27年度から実施しておりま

す。

事業の内容といたしましては2つございます。まず第1に、薬物乱用防止に関する資料を開発、準備いたしまして、小中学校をはじめとする教育機関等からの派遣要請に応じて、薬物乱用防止の専門家を派遣して講義、講演を実施するという訪問事業でございます。

2つ目が、薬物乱用を正しく理解するために必要な情報をFacebook、Twitterを通じて情報を発信するという事業でございます。本事業は、この二本立てで構成されております。

契約期間につきましては、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間となっております。事業の受託事業者は、株式会社小学館集英社プロダクションでございます。当事業者は、総合評価落札方式にて決定しております。

資料の2ページに移らせていただきます。確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価についてでございますが、評価事項として定めておりますのは、訪問事業の参加者数と訪問箇所数、参加者へのアンケート結果、それから、情報発信事業のフォロワー数でございます。訪問事業の参加者数と訪問箇所数の指標につきましては、訪問事業の参加者数等を年間10万人以上。その際の教育機関への訪問箇所数を年間300カ所以上としております。各年度の参加者数も訪問箇所数も、いずれも目標を大幅に超えておりまして、良好な結果であるのではないかと考えております。

参加者へのアンケート結果につきましては、参加者へのアンケートにおいてQ3の1とQ3の2で、アンケートの内容といたしましては、「全体的に内容はわかりやすかったか」という質問に対してでございますけれども、「わかりやすかった」または「まあまあわかりやすかった」と答えた割合が90%以上であること。そして、月々のこのアンケートの回答が90%未満になった場合には、改善策を講じて実行することを指標としております。こちらの実施結果につきましても、各年度90%を上回っており、良好であると評価しております。

なお、アンケート結果を月ごとに見てみますと、90%の満足度が得られていない月が合計4月ございました。それについての改善策でございますけれども、3ページに詳細を記載してございますが、端的に申しますと、著しく数字を下げている講師の方を特定いたしまして、その方に対しまして有識者の方に指導を行っていただく。そういうことによって適切な対応を行っていると私どもは理解しております。

情報発信事業のフォロワー数につきましては、Facebook、Twitter等の

閲覧者を年間10万人以上とすることを指標としております。結果といたしましては、各年度大幅に目標を上回っておりまして、特に平成30年度では130万人近くの閲覧があったこともあり、極めて良好な結果が得られているのではないかと考えてございます。

続きまして、3ページの下段の3ポツ目の業務の履行状況に移らせていただきます。全体計画の現在の状況といたしましては、薬物乱用防止教室やSNSを通じて薬物乱用の違法性のみならず、大麻、指定薬物を含む危険ドラッグ等に関する正確な知識、薬物乱用がもたらす脳への影響、薬物乱用が周囲にもたらす影響を青少年等に対してしっかりと伝えることで、薬物を乱用してはいけないということを深く、正しく理解させるようにしてございます。

また、事業実施に当たりましては、薬物乱用防止教育の専門家である監修者2名のほか、薬物乱用防止に携わるさまざまな立場の有識者から助言を受けつつ、DVDだとかパワーポイント、リーフレットあるいは講師用のマニュアル等を整備いたしまして、薬物乱用の危険性がよりわかりやすく伝わるような工夫を行っております。

続きまして、資料の4ページの4ポツに移らせていただきます。事業に係る経費の状況でございますが、本事業の契約金額は、5年契約で税抜き2億3,750万円となっております。1年当たりで計算いたしますと、市場化テスト実施前の平成26年度が5,010万円であったため、削減率は年間5.2%となっております。

続きまして、4ページの5ポツでございます。民間事業者からの改善提案による改善実施状況につきましては、事業者が新たに書き下ろしたイメージキャラクターを活用して啓発資材の作成をしているということのほか、イベント訪問時にクイズラリーだとか薬物撃退射撃ゲームなどを実施することなどをしておりまして、幅広い年代に親しみやすいツールを考案して取り組んでおります。こういったこともアンケートの満足度の向上にもつながっているのではないかなと考えております。

最後にまとめになりますけれども、これまでご説明いたしましたように、サービスの水準、業務の履行状況、その他の事項いずれにおきましても、受託事業者の実施内容は高く評価できるものではないかと考えてございます。また、事業も円滑に進められてございます。

したがいまして、今後の事業につきましては、終了プロセスへ移行いたしまして、本事業と同様の事業につきましても、みずから対象業務の質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料C-1に基づきまして、薬物乱用防止啓発訪問事業の評価案について説明いたします。

まず1ページ目、Iの事業概要等ですが、厚生労働省から説明がありましたので割愛させていただきます。

IIの評価についての説明をいたします。結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適切と考えております。以下、内容について申し上げます。

2ページ目をご覧ください。確保されるべき質の達成状況ですが、表に記載している設定された基準を全て満たしており、目標を達成しております。また、民間事業者からの改善提案は1点あり、改善がなされております。

(3)の実施経費は、従来経費と今期の実施経費を単年度に換算し、比較すると5.2%の削減となっております。

3ページ目、(4)の選定の際の課題に対する改善ですが、競争性に課題が認められていましたが、仕様内容の変更や契約期間の延長など、複数応札及び経費の削減効果があり、改善が認められました。

(5)評価のまとめです。入札において複数の応札があり、競争性が確保されています。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定した質については、各年度とも全て目標を達成しております。また、民間事業者の改善提案により、幅広い年代に親しみやすい啓発が可能になるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費についても、経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方の実現が達成されたものと評価できると考えております。

なお、本事業の実施期間中に受託民間事業者への業務改善命令等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後、厚生労働省に設置されている外部有識者で構成されている公共調達中央監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける予定であります。

最後に、今後の方針ですが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」II. 1. (1)の基準を満たしていることから、市場化テストを終了することが適切であると考えています。市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共

サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの民間競争入札等監理委員会における審議を通じて、厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思っております。

事務局からは以上です。

○古笛主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○小松専門委員 非常に優秀じゃないですか。

○古笛主査 良好な結果でよろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 特にありません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○成嶋課長補佐 ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(国際協力機構広報室入室)

○古笛主査 続きまして、JICA地球ひろばの管理・運營業務の実施状況について、広報室地球ひろば推進課、齋藤課長よりご説明をお願いいたします。

○齋藤課長 では、早速ですが、ご説明いたします。まず、配付しています資料D-2、JICA地球ひろば概要に基づきまして、簡単にではございますが、概要についてご説明したいと思います。

JICA地球ひろばでございますが、市民による国際協力の拠点として、また国際協力にかかわる市民団体の情報発信、交流、研修の拠点として、2006年4月、渋谷区の広尾に設立されております。その後、2012年10月に、現在の場所であります市ヶ谷に移転しておりまして、資料中、年間4万5,000人と書いてありますが、それを超える市民の方が来館しています。これは後でご説明しますが、体験ゾーンというところに限っての数字でございます。

次、ページをめくっていただきまして、JICA地球ひろばの施設の概要と機能について中心にご説明したいと思います。大別しまして、展示・相談スペースを内容とする体験ゾーンと、会議室等の貸し出しスペースを内容とする交流ゾーンというのがございます。

体験ゾーンのほうでは、途上国の暮らし、国際協力の実情を見て、聞いて、さわって体験するといったことを売りとする展示を行っております。ここで、途上国で国際協力の経験を2年以上有する者、地球案内人が、展示の案内と体験談をするプログラムを行っております。

交流ゾーンのほうでは、200人規模の会議室等がございますので、こういったスペースを広く市民団体の方に貸し出しを行いまして、イベント・セミナー等を行っているところとなります。

3ページ目のほうで来館者の実績を挙げておりますが、特に2017年度、2018年度は、体験ゾーンのところは4万人を超える来館者が来ております。あとは交流ゾーンでも、これは2016年度からとなりますが、9万人を超えるような状況になっております。

以上、概要のご説明です。

引き続きまして、資料4に基づきまして実施状況についてご説明いたします。

I. 事業の概要です。委託業務の内容でございますが、JICA地球ひろばに来館する市民に対し、開発途上国の現状や課題、国際協力やJICA事業について説明する案内業務を主たる内容とする企画運営管理業務でございます。

委託期間は、平成28年10月から令和2年10月までの4年間となっております。

受託事業者は、公益社団法人青年海外協力協会でございます。

今回の評価対象期間は、平成28年10月から平成31年3月までとなっております。

受託事業者決定の経緯でございますが、本会議でご審議いただいている実施要項に基づきまして入札を実施しました。別途配付しております資料D-3のほうにもあるとおり、競争改善のためにさまざまな取り組みを行いましたが、残念ながら入札参加者は1者でございまして、3回の入札でも予定価格の範囲とならなかったことから、JICAの規定に基づきまして同社と価格交渉を行いまして、契約を締結しております。

次、II. 達成すべき質の達成状況及び評価でございます。

1. の本業務の包括的な質と水準、具体的には、ページをめくっていただきまして、表にございますが、項目として6項目です。体験ゾーンの体制は、業務総括者またはそれに代わる者1名以上、あと地球案内人4名以上を開館時において配置するということ。地

球案内人の質の確保としましては、自ら途上国において2年以上の協力経験を持つ者が9割を超えること。あと、体験ゾーンの訪問者数は、1年当たり3万人以上。団体訪問プログラムの実施件数ですが、1年当たり500件以上。あとはアンケートですが、体験ゾーンの利用者に対するものと、セミナー・イベントの参加者に対するアンケートを行っていますが、それぞれ90%以上が「とてもよかった」もしくは「よかった」という評価を得るということです。平成28年10月からの1年間、平成29年10月からのさらに1年間、最後の年は半年となりますが、それぞれ良好な成績を上げていると考えております。これらの状況は具体的には、日常的な管理、報告書等によって確認しております。

これに加えまして、2.その他でございますが、さらに4項目ほど実施状況をモニタリングして評価しております。

セミナー・イベント実施実績でございますが、実施要項で、年65回程度開催するということを定めておりますが、平成28年10月からの1年間、平成29年10月からの1年間、それぞれ71回、63回、また、平成30年10月から平成31年の約半年間は37回となっております、それぞれ状況は達成していると考えております。

広報業務の実績でございますが、実施要項に、地球ひろばホームページの掲載原稿の作成、地球ひろばメールマガジンの運営、ソーシャルメディアによる広報、体験ゾーン展示等のチラシ・ポスター制作、地球ひろば主催のイベント・セミナー等、こういったもののチラシ・ポスターの作成・配架等を挙げておりますが、いずれも適切に実施されたと考えております。

具体的な数値についても幾つか挙げておりました、地球ひろばメールマガジンの運営に関しましては、登録者数約1万2,000件に対して、それぞれメールマガジンの発信を行うこととしていますが、これも規定どおり対応できております。

ページをめくりまして、体験ゾーン展示等のチラシ・ポスター作成・郵送等については、実施要項上で、年3回、1回当たりの配布枚数としては、チラシが8,000枚、ポスター80枚程度となっておりますが、いずれも各期間達成しております。

次は、JICAの各国内拠点15カ所ほどありますが、これと関係機関への支援実績でございます。JICA地球ひろばの展示品の貸し出しを通じて、こういった機関に対して支援するものでございますが、いずれも適切に、JICAの国内拠点、もしくは、例えば教育委員会などの外部機関、こういったところと十分にコミュニケーションを図って、いずれの業務も適切に実施されたと考えております。

次、トラブル・クレーム対応状況でございます。これについては、幸いなことに深刻なクレームもしくはトラブルは発生していない状況でございます。平成28年10月からの1年間については、特に報告はございません。平成29年10月からの1年間については1件、平成30年10月から半年間は2件ございましたが、いずれも民間事業者によって適切に実施されておりまして、私どもJICAのほうにも民間事業者から速やかに報告がなされている状況でございます。

次、Ⅲ. 実施経費の状況及び評価でございます。1. 従来の実施経費との比較でございますが、前回の事業と今回の市場化テスト対象事業は契約期間が異なることから、1年当たりの平均で算定しまして比較しております。表-1をご覧くださいだければと思いますが、全体経費としましては約379万円ほど、4.3%ほど増加しております。

ページをめくっていただきまして、具体的な内訳としまして、人件費及び直接経費について、それぞれ分析を行っています。

人件費の比較につきましては、同等の条件にするために、支援要員の経費も加えて比較しておりますが、これは表-2の下から3行目、約412万円ほど、金額としては増加しております。ただ、単価につきましては、総括、副総括、地球案内人それぞれ、2万8,000円から2万1,000円ほど減額を図っております。増額の主たる要因としましては、人月の増でございます。地球案内人の増加が約15人月ほど増えております。これについては、実施要項に規定しておりますセミナー・イベントの開催増、あとは体験ゾーンの訪問者増が主たる要因ではないかと分析しております。

直接経費につきましては、若干微減という形になりますが、1.4%ほどですが、30万円ほど減を図っている状況になっております。

2. の評価では以上のところをまとめておりまして、全体経費としましては4.3%ほど増加しておりますが、直接経費については1%減を図っております。人件費のところについては、先ほどご説明したとおり、セミナー・イベントの業務量の増加、あと体験ゾーンの訪問者増などによってやむを得ないものと考えております。

次、Ⅳ. 民間事業者からの提案による改善事項です。今回、ここに3点ほど挙げております。

JICAボランティア常設コーナーの設置については、JICAボランティアに関するさまざまな取り組み、あとはラモン・マグサイサイ賞の受賞、こういったものを常設することを実施済みでございます。これによって、訪問者の関心の高い協力隊事業について、

年間を通じて展示することが可能になっております。

あとは、映画祭の実施の提案を受けておりまして、2カ月に1回程度の頻度で映画祭を実施しております。

あとは、これまで接点のなかった対象者に対するセミナー開催であり、東京オリンピック・パラリンピックとかラグビーのワールドカップなどの開催を対象にしたセミナーなどを開催して、新たな関心層の開拓なども図っております。

V. 全体的な評価でございます。達成すべき質の達成状況については、IIでご説明したとおり、要求水準を達成されていると評価しております。

実施経費につきましては、IIIのとおり、人件費の部分は増加していますが、公共サービスの質の維持向上を達成しつつ、削減効果が一定図られたものと考えております。

あと、民間事業者の業務改善提案につきましては、IVのとおり、来館者増につながるような効果を上げているのではないかと考えております。

次、またのところですが、閣議決定、独立行政法人の契約状況の点検・見直しについての指示を受けまして、機構内に契約監視委員会を設置しております。本件業務も審議済みでございます。

なお、事業実施期間中、民間事業者の業務に係る法令違反行為等は行われておりません。

最後に、VI. 今後の事業について、4点ほど挙げております。①から③については、今ご説明した点になりますので、説明は割愛させていただきます。

④でございます。入札に当たっては、さまざまな努力をしましたが、残念ながら、1者応募となっております。これにつきましては、今後の競争性確保に当たって、さまざまな、例えば、従来の契約及び施設の参考情報を積極的に開示するとか、個別の応募勧奨を積極的に行うなどによって、多くの民間事業者へ入札参加を促すということを積極的に取り組み、多くの事業者が入札に参加できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、ご説明になります。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価案についてご説明を申し上げます。資料D-1をご覧ください。

1 ページ目の事業の概要等につきましては、ただいまのJICAの説明と重なりますので、割愛をさせていただきます。

2 ページ目、評価について申し上げます。評価の概要、結論といたしましては、競争性の確保においても課題が残っていることから、市場化テストを継続することが適当であると判断いたします。

検討の内容をご説明申し上げます。まず第1に、確保されるべき質の達成状況につきましては、先ほど J I C A からも説明がありましたとおり、実施体制、体験ゾーンへの来訪者数、その他のプログラムの実施、アンケートの評価結果、セミナー・イベントの開催実績数、広報業務の実績数、J I C A の国内拠点・関係機関への支援実績、トラブル・クレームへの対応状況につきましては良好な結果が得られていると判断いたします。

加えまして、民間事業者からの改善提案につきましても、先ほどの説明のとおり、3 点具体的な事例が挙げられておりまして、これについても来訪者数の増加等につながっているものと判断できると考えております。

実績経費についてご説明申し上げます。実績経費につきましては、先ほどの J I C A の説明のとおり、全体として 4.3 % ほどの増額となっております。しかしながら、これにつきましては、事業量の増に伴うということが原因と考えております。

具体的に申し上げますと、この表に書かれておりますとおり、従来経費と市場化テスト導入後で経費総額と来訪者数の比較をしてみますと、1 人当たりの経費につきましては、およそ 15% の削減が図られていると判断できます。したがって、全体として経費削減効果が認められると判断いたします。

他方、選定の際の課題に対する改善につきましては、先ほど何点か J I C A のほうから報告がありましたとおり、改善にかかわる努力にもかかわらず、結果としては 1 者応札ということで課題が残ったと考えております。

評価のまとめでございます。次のとおり、事業実施については良好な状況にあると認められます。達成すべき質についても、確保できたということが言えると思います。実施経費につきましては、先ほどのとおり、一定の削減効果が図られました。民間事業者の業務改善提案につきましても、効果を上げたと判断できます。また、実施期間中に、民間事業者が業務にかかわる法令違反等の行為はなかったといえます。

今後の方針につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市場化テストを継続しまして、従来の契約、施設等の参考情報の積極的なさらなる開示、それから個別の応募勧奨の実施、それから要員の資格要件等や配置人数の再検討を通じて、より多くの民間事業者への入札参加を促す対応の検討を加えた上で、民間競争入札を実施するということを求めた

いと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

競争性だけですね。

○小松専門委員 1者応札が続いているということなんですけど、業務の内容がやや特殊なんじゃないかという気もするんですけども、その辺いかがでしょうか。

○齋藤課長 私どもが行っているのは国際協力でございますので、これは我々 J I C A 以外にもさまざまな団体が実施していると。あとは、特殊という意味で申し上げますと、例えば、地球案内人とかの確保が1つ課題ではないかと思いますが、この主たる者は青年海外協力隊の経験者でございますして、規模としましては、大体、年間1,000人から1,500人ほど派遣しておりまして、毎年そういった人間が帰ってきているということでございますので、確かにリクルートが難しいという側面はあると思いますが、実際いろいろな方面で活躍しておりますので、例えば、こういった方の人材情報を提供するとか、そういったことで、ある程度新規参入を促すとか、そういったことは図れるというか、そういった努力の余地はあるのではないかと考えております。

○小松専門委員 実際に、例えば、こんな人がいますというのを業者に対して示すことはされているんですか。

○齋藤課長 青年海外協力隊は、以前は、帰国後の就職というのが課題でございまして、我々も、民間の方とか地方自治体の方に積極的に情報提供を行う機会を設けておりまして、幅広くそういったことは取り組んでおります。

例えば、国際協力に関連している団体としまして開発コンサルタントという業界がございまして、こういった協力隊の経験者の方をたくさん採用している企業がありますので、そういったところに情報提供するという事は現在でも行っていると思います。

○小松専門委員 そういう意味で、経験者が一番いそうなのが、この協力協会というところかなと思うんですけどね。その辺が民間にとっては、逆にハードルが高いなと思わせるようなことになっているのかもしれないなという気はしているんですけど、そこがうまく改善できそうかどうかというところがポイントのような気がしますが、いかがですか。

あまり事前に名簿などを公開してしまうと個人情報の問題になるので、タイミングなん

かが難しいかと思うんですけど、そこは入札の募集をするときに、こういうオファーがありますということはおっしゃっているんですか。特に地球案内人でしたか、その人たちの人材確保に関しては、こういう便宜を提供するというようなことはおっしゃっているんですか。

○齋藤課長 過去に具体的にどういう取り組みをしたか詳細を承知していない部分がありますが、例えば、お配りしている資料、平成21年度からのですと、開発コンサルタント企業の応募がございますし、こういったところに粘り強く働きかけを行っていくのかなと考えております。

あとは、私どもが地球ひろばと称している事業は、今、全国で3カ所展開しており、ほかの拠点では、私どもの民間事業者である青年海外協力協会以外のところも受注している実績がございますので、そういったところに、いろいろと丁寧にヒアリングなどをして、こういった情報が求められるのかということを検討してまいりたいと考えております。

○小松専門委員 協力していただくのがいいでしょうね。

○古笛主査 そうですね。

あと、説明会にいらして入札に参加されなかった方の意見を見ると、従来の事業実施者のノウハウ、体制等を考慮し、勝算がないと判断したというのはわかるような気もするので、なかなか大変なところかと思うんですけども、競争性の確保をご検討いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○齋藤課長 ありがとうございます。

(国際協力機構広報室退室)

(国際協力機構中部センター入室)

○内島課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○古笛主査 お願いします。

○内島課長 失礼します。

○古笛主査 では、続きまして、なごや地球ひろばの管理・運營業務の実施状況について、中部センター連携推進課、内島課長よりご説明をお願いいたします。

○内島課長 独立行政法人中部センター、内島と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

これから、10分程度と伺っておりますが、まずご説明申し上げます。先ほどの1つ前と同様に、私どもも独立行政法人国際協力機構でございますが、名古屋にございます中部センターでございます。

また、今回の対象業務につきましても、同じくJICAが実施しております地球ひろばの関連業務ということでございますけれども、本件の場合は、私ども名古屋にございます「なごや地球ひろば」の関連の業務ということで、ご説明申し上げます。

まず、お手元のカラー刷りの紙をごらんいただけますでしょうか。これが、写真とともに、私どもの施設及び業務内容についての簡単なご紹介となります。こちら、よろしいでしょうか。

この左手側のほうが中部センターの外観でございます。レンガ色の部分が地上階1階と2階の部分ですけれども、こちらが「なごや地球ひろば」ということで、この中で実施させていただいております。

右のほうに、2階の部分から1階、地上階を見おろす、全形がちょっと切り取れなかったので、おおよその状況でございますけれども、こういったところに体験型の施設、いろいろな展示であったり、企画、イベント・セミナーを行っておりまして、外部の方にオープンスペースということでおいでいただいております。その他、私どもが外に向けて作成しておりますパンフレットであったり、あるいは給食の写真なんかも3ページ目に出ておりますけれども、こういった事業を行わせていただいております。

では、資料5に沿いまして、ご説明申し上げます。まず、資料5の1ページ目ですけれども、中部センターは中部地域の4県を担当しておりますけれども、そこで実施している地球ひろばの関連業務ということでございます。

I、事業の概要、1ポツですけれども、繰り返しになりますが、名古屋にございます地球ひろばの関連業務ということで、展示の企画であったり、いらしていただいている方への説明、案内ということです。2ポツ、委託期間は3カ年になってございます。3ポツ、受託事業者としては、ここに書かせていただいているとおり。4ポツ、今回の評価対象期間としては、昨年度の1カ年、つまり、3カ年の本件契約の初年度ということでござい

す。

事業者の決定の経緯ということですが、2者の参加をいただいて入札を実施いたしました。企画競争、企画書と価格で総合的な判断をいたしまして、価格がより安い3ポツの業者に決定して、今回の3カ年の契約に至っているということでございます。

2ページ目にお移りいただいて、Ⅱに、達成すべき質ということで、評価の指標を表組みで書かせていただいております。1ポツとしては、包括的に達成すべき質ということで、7項目、こちらのほうに掲げております。項目と、測定指標と、それから評価ということで、達成状況はこのとおりでございまして、後ほど、またご説明をさせていただければと思います。

3ページ目にお移りいただいてもよろしいでしょうか。3ページ目は、引き続き2ポツとして、その他の調査項目ということで、達成状況をこちらに記してまいりました。(1)と(2)と(3)、それぞれ、セミナー・イベントの実施状況、適切に実施されていると私どもとしては考えてございます。

また、(2)広報業務実績ということで、いろいろな媒体、チャンスを通じた外様向けへのいろいろな形での広報展開をさせていただいております。

(3)トラブル・クレーム対応状況として、こちらに1点書かせていただいております。初年度の前半部分に何件か、こういうお叱りをいただきましたけれども、現時点では解消しているということで、ご報告をさせていただければと思います。

(4)としては、経費の効率化がどうなっているかということで表を作成してまいりました。平成29年度は本件の対象外、前回の契約の最終年度でございまして、平成30年度は本件対象の3カ年の初年度でございます。上からですが、人件費については上昇しております。これは要員配置が4名から6名に増やしたことに伴って人件費が上昇しております。下の管理費につきましては、こちらにありますとおり、削減というか減少しております。我々としては競争が働いた結果と考えております。直接経費についても同様に削減、低くなってございます。それを全部足し合わせた総額経費ということでは前回よりも多少高くはなっておりますけれども、1人当たりどれくらい経費がかかったのかという、単価とでもいうんでしょうか、来訪者数を分母にして計算してみましたところ、前回の契約よりも1人当たりの経費は低くおさまっていると。経済的にも効率化できているのではないかと考えてございます。

4ページ目をごらんいただいてよろしいでしょうか。Ⅲということで、改善の実施状況

についても4点ほどまとめてまいりました。今回、いろいろな提案をいただくことによって、先ほど簡単に通り過ぎましたけれども、来訪者の数が3万7,000人から4万3,000人に上がったということのいろいろな要因にもつながっているのではないかなど。これらのご提案によってということを考えてございます。いろいろな層の方にお届けすることができているのではないかなどと考えてございます。

IV、全体的な評価、4ページ目の下の部分でございすけれども、まず第一段落として、入札に当たっての競争性は2者、それから価格の観点で競争は働いていたのではないかと思います。

第二段落、価格についても単価のご説明を申し上げましたけれども、効率化は果たされている。

それから、第三段落について、先ほど2ページ目を飛ばしてご説明を進めさせていただきましたけれども、7項目の質の評価の指標のうち5項目については達成ということで、残る2項目については、わずかに及ばないという結果でございす。そのわずかにというところの2項目ですけれども、1項目めについては訪問プログラムの件数がわずかに及ばなかった。これは、前回の3カ年の契約の平均の数字よりもさらに高い数字を目標として掲げておまして、前回、3カ年の平均が205であったところ、220を設定して、結果として212ということで、少し及ばなかったと。96.3%という結果に終わっております。

それから、もう一点、わずかに及ばなかった項目といたしましては、アンケートの「よかった」という結果を、95%を目指しておりました。これは、前回の3カ年の契約の最高値をとって、そこを目指そうということでございす。我々もそういう意味では高いところを目指そうということでしたけれども、最高値は引き続き更新できなかったということです。ただし、93.6%ということで、我々としては、インセンティブの設定も含めてできる限りのことはできているのではないかなど、勝手ながら考えているところでございす。

それから、5ページ目については、V、今後の事業についてですけれども、引き続き競争性、それから、質の向上を担保するために、2者入札ということでしたけれども、残念ながら落札できなかったもう一者さんも引き続き関心をお持ちということでお話をいただいておりますし、3カ年終了後の次期といたしますか、次の契約についても引き続き価格と、それから質の向上と。満足度も含めて担保できるように、維持できるようにということ

考えております。

私どもからの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より、評価案につきましてご説明を申し上げます。

まず、事業の概要等につきましては、ただいま J I C A 中部センターのほうから説明があったとおりでございますので、割愛させていただきます。

評価についてご説明申し上げます。概要、結論といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

検討の内容についてのご説明でございます。まず、確保されるべき質の達成状況につきましては、これについても J I C A 中部センターから説明がありましたとおりですけれども、業務実施体制、地球案内人の質の確保、体験ゾーン訪問者数、それから、一般来館者向けアンケートの評価、団体訪問プログラムにかかる引率者からのアンケートの評価につきましては、全て目標を達成されたと考えております。

2点、これも説明がありましたとおり、団体訪問プログラムの実施件数につきましては目標値に若干及ばなかったものの、相応の高い件数を確保していること。それから、受注者が企画・実施するセミナー・イベントアンケートの評価につきましても90%を超える達成をしておりますところから、若干目標には及ばないものの良好な結果を得られたのではないかと評価いたします。

また、その他の調査項目に関する達成状況につきましても、セミナー・イベントの実施件数、広報業務、それからトラブル・クレーム対応につきましても適切に対応できたと評価をいたします。

民間事業者からの改善提案につきましても、3点、具体的に提示されておりますとおり、これに基づき来訪者の増につながったものと考えられることから、十分な評価を得られたものと考えられます。

なお、この未達成だった部分につきまして、本年の4月、5月の実績につきまして、昨年を上回るペースでの予約が入っているということも報告を受けております。これをもって、今年度の達成見込みの可能性は高いと判断いたします。

続きまして、4ページ目、実施経費のところに移らせていただきます。実施経費につきましては、先ほども J I C A 中部から説明がありましたとおり、経費全体で見ますと12%

の増加になっておりますけれども、これは事業量の増に伴うものでありまして、来訪者1人あたりに換算いたしますと、1人当たりの経費として約4%下がっていることを考慮いたしますと、全体として実質的な実施経費は削減されたものと評価できると考えております。

また、経費削減に係る民間事業者からの改善事項につきましても、2点、挙げられており、入館者数の増につながったと判断しております。

選定の際の課題に対応する改善につきましては、仕様書を見直す、あるいは業務責任者の資格・実務経験について、一律な要件は設定せずに技術提案書の項目の中で評価等を実施するとした結果、2者応札に至りまして、改善が認められたと考えております。

評価のまとめでございますけれども、確保されるべき達成目標については、一部、わずかに及ばなかった点はございますけれども、全体として良好なものだと判断いたします。

民間事業者の創意工夫につきましても、高い目標を設定したものでございますが、よい評価を得たイベントを継続するほか、評価の低かったイベントの改廃を検討するなどして改善予定が見込まれること、達成すべき質の確保は達成できる見込みということで、評価できると考えております。

また、業務改善指示等の措置もなく、法令違反等の行為もなかったと判断しております。

今後の方針でございますけれども、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡ. 1. (1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると判断いたします。

なお、市場化テストの終了後の事業実施につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなりますけれども、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、独立行政法人国際協力機構JICA中部センターが、みずから公共サービスの質の維持及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価案について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうかね。

- 小松専門委員 うまくいっているんじゃないですか。
- 古笛主査 良好な結果ですね。質の測定指標が厳し過ぎるのではないかと。
- 小松専門委員 そうですね。ちょっとこれはなかなか……。
- 古笛主査 95%はちょっと厳しい。
- 小松専門委員 95%はちょっとあり得ないという感じですけども。
- 古笛主査 目標としては。
- 内島課長 いま一度、目指したいとは思っておりますけれども。ご指摘のとおりかもし
れません。すみません。
- 古笛主査 とても良好な結果でよろしいでしょうか。
- 小松専門委員 はい。
- 古笛主査 それでは、これまでとさせていただきます。
事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。
- 事務局 特にございません。
- 古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、市場化テストを
終了する方向で監理委員会に報告するよう、お願いいたします。
本日はありがとうございました。
- 内島課長 ありがとうございました。

(国際協力機構中部センター退室)

— 了 —